

開かれた矯正へ



矯正医官募集

矯正医官は

刑務所、少年院、少年鑑別所などの矯正施設に医師として勤務し、
被収容者の診察・診断や治療、健康管理などの業務に従事します。

法務省矯正局



矯正医官は、犯罪や非行を犯しあるいは犯した疑いがあるとして矯正施設（刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所）に収容されている者（被収容者）に対して、医療措置や健康管理の業務に従事する医師です。

刑務所、少年院等の矯正施設では、以下のとおり、随時、医師を募集しています。このほか非常勤で勤務していただける方も募集していますので、お問い合わせください。

1 採用予定官職

○法務技官（医師）

2 担当業務

○被収容者の診察、治療
○被収容者の疾病の予防及び健康管理 等

3 採用予定施設等

○全国の刑務所、少年刑務所及び拘置所、少年院並びに少年鑑別所（※医療刑務所、医療少年院も含まれます。）
具体的な採用施設及び採用時期については、御希望をうかがいますので、御相談ください。

4 応募資格

○医師免許を有する方（※定年65歳。勤務延長が認められる場合もあります。）

5 待遇等

○給与、諸手当

一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。
このほかに、各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・超過勤務手当・初任給調整手当等）が支給されます。

○勤務時間・休暇等

1日当たりの勤務時間は7時間45分であり、1週間当たり5日間計38時間45分の勤務（週休2日制）となります。休暇制度としては、年次休暇（年間20日間、最大40日間）のほかに、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）及び介護休暇の制度が設けられています。なお、勤務時間の内外を問わず大学医学部等における研修については、一定の要件を満たす場合には広く認めています。

また、民間病院等における兼業も国家公務員法の枠内で認めています。

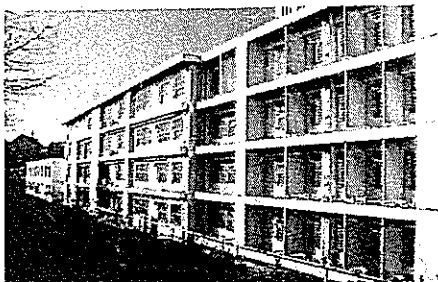
○福利・厚生

国家公務員は、国家公務員共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、共済年金制度の適用を受けることができます。その他、健康診断や人間ドックの受検等様々な制度・事業があります。

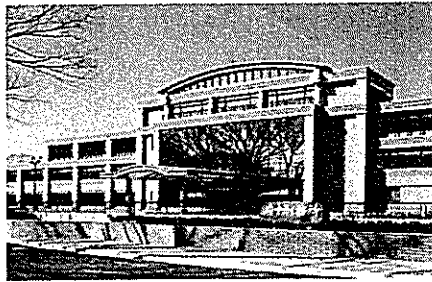
御希望により、隣接する官舎に無料で入居することもできます。

○その他

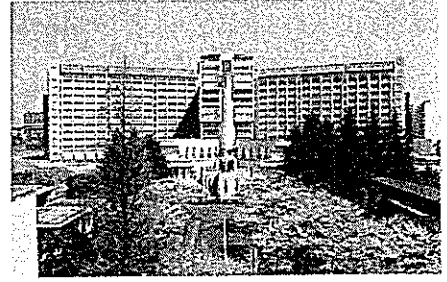
医療刑務所長、医療少年院長、大規模刑務所の医務部長等、医系幹部職員への登用の道も開かれています。



八王子医療刑務所病棟



府中刑務所



東京拘置所

収容されている者の中には、心身ともに著しく病んでいる者もあり、適正な医療を提供することは、彼らの改善更生などにとっても不可欠の事柄です。



～ 矯正医官 1 問 1 答 (Q & A) ～

Q：どんな病気が多いのですか。

A：刑務所では、生活習慣病（高血圧、糖尿病）、腰痛症、不眠等の精神疾患、少年院では、ぜん息等呼吸器系疾患の患者の割合が多いです。

Q：被収容者の治療は、すべてその施設の矯正医官が行わなければならないのですか。

A：専門的な治療や検査が必要な場合には、医療刑務所に移送したり、外部の医療機関に入院させるなどして対応することとなります。

Q：医師をサポートしてくれるスタッフはいるのですか。

A：受刑者や非行少年を診察する際には、必ず刑務官や教官が付き添います。

また、ほとんどの刑務所には、看護師や准看護師の資格を有する刑務官が医務部（課）に配置されているほか、薬剤師、臨床検査技師などのスタッフも配置されている施設もあるなど、医師をサポートしています。

Q：夜間・休日の当直はありますか。また、勤務時間はどうなっていますか。

A：医療刑務所などの医療専門施設や重点的に医療を実施することとされている施設を除き、夜間・休日の当直はなく、勤務時間は平日の午前8時30分から午後5時までとなっています。勤務には比較的余裕があり、残業を要することは余りありません。

Q：女性医師は勤務していますか。

A：計画的な生活を送ることができることから、女性医師も

多く勤務しています。

Q：研修の機会などはありますか。

A：医療技術の向上のため、勤務時間の内外を問わず、大学医学部等に派遣するなどして、研修に従事する機会を設けています。

また、矯正研修所において研修の機会も設けています。

Q：刑務所や少年院で勤務していて、受刑者や非行少年から、脅かされたり、殴られたりはしないのですか。

A：診療には、必ず刑務官や教官が付き添うことになっていますので、脅かされたり、殴られたりというような心配は、必要ありません。

Q：アルバイトは可能ですか。

A：国家公務員法の規定に基づき、勤務条件により兼業が認められますので、御相談ください。

Q：矯正施設は全国にあるとのことですが、転勤はどの程度あるのですか。

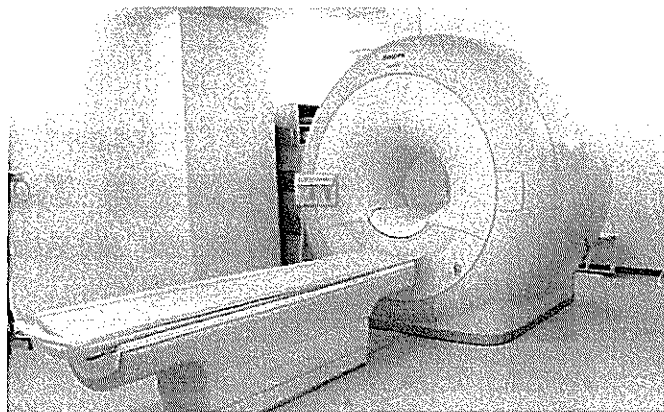
A：転勤については、御本人の意向を、最大限、尊重して行われています。

Q：まだ、矯正施設のことがよく分からないのですが、詳しい説明を聞いたり、見学をしたりすることはできないのでしょうか。

A：業務内容についての詳しい説明や矯正施設の見学を希望される方は、最終ページにある問い合わせ先に、遠慮なくお尋ねください。



手術室



MR I

◎お問い合わせ先 (施設見学も受け付けています。)

北海道地区

法務省 札幌矯正管区 〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5 TEL 011(783)3911

東北地区

法務省 仙台矯正管区 〒984-0825 仙台市若林区古城3-23-1 TEL 022(286)0111

関東甲信越静岡地区

法務省 東京矯正管区 〒330-9723 さいたま市中央区新都心2-1 TEL 048(600)1500

東海北陸地区

法務省 名古屋矯正管区 〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1 TEL 052(971)5961

近畿地区

法務省 大阪矯正管区 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 TEL 06(6941)5751

中国地区

法務省 広島矯正管区 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082(223)8161

四国地区

法務省 高松矯正管区 〒760-0033 高松市丸の内1-1 TEL 087(822)4455

九州・沖縄地区

法務省 福岡矯正管区 〒813-0036 福岡市東区若宮5-3-53 TEL 092(661)1137



八王子医療刑務所全景

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省矯正局 Tel:03-3580-4111(代表)

総務課人事企画係 矯正医官採用担当(内線2550, Fax03-3592-7647)

矯正医療管理官室 (内線5639)

ホームページでも情報を提供しています。 <http://www.moj.go.jp/>

矯正医療を取り巻く現状

○矯正施設とは・・・犯罪・非行を犯した者やその疑いがある者を収容する施設

- 刑事施設(刑務所・拘留所)・・・本所77施設, 支所111施設
- 少年院・・・・・・・・・・・・・・・・本院49施設, 分院3施設
- 少年鑑別所・・・・・・・・・・・・本所51施設, 分所1施設
- 婦人補導院・・・・・・・・・・・・本所 1施設

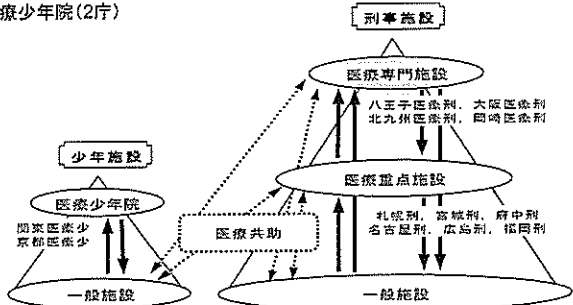
被収容者の生命及び健康の維持は拘禁を行う国の重要な責務

・改善更生への基盤作り
・健全な社会復帰

刑事収容施設法 §56 (保健衛生及び医療の原則)
刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

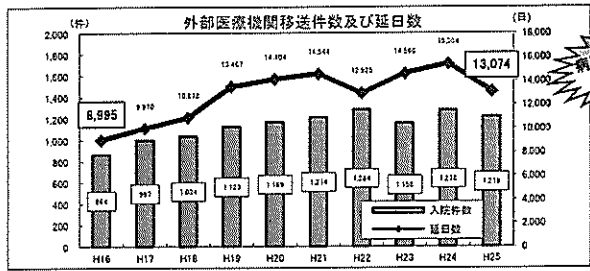
○矯正医療のシステム

- 医療専門施設(4庁)
- 医療重点施設(6庁)
- 医療少年院(2庁)

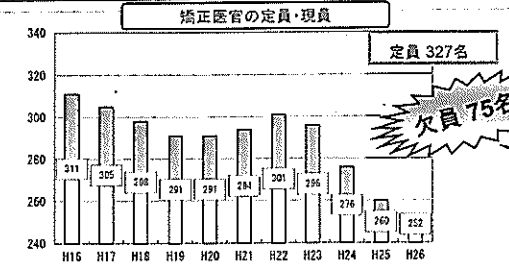


被収容者(患者)の状況変化

- ① 被収容者の高齢化
- ② 生活習慣病の増加
- ③ 疾病の複雑化・多様化
- ④ 一般社会における医療技術の高度化



○矯正医療の課題



- ① 症例が限定的で医療機器も不十分 ⇒ 自己の医療技術の向上を求めることが難しい
- ② 医師・患者間の信頼関係が構築しにくい
- ③ 一般社会の医師との給与面における差
- ④ 兼業の制限
- ⑤ 社会的に評価されにくく、医師としてのキャリアアップに結びつかない
- ⑥ 立地条件の悪さ ⇒ 医療過疎地域に立地 等

問題解決に向けて有識者検討会を設置

○矯正医療の在り方に関する有識者検討会

(五十音順)

氏名	所属
矢野 勇太	八王子医療刑務所長
笠原 二雄	国際医療福祉大学大学院 院長
川島 敏雄	東京大学大学院法学政治学系研究科教授
近藤 英祐子	東北大学社会学部教授、ジャーナリスト、エッセイスト
神 洋輔	弁護士
松谷 誠*	医師会関係者代表理事
高橋 敏夫	日本医師会 常任理事
藤本 秀雄	(社)国立病院機構九州病院名誉院長

矯正施設の医療の在り方に関する報告書 (H26.1.21提出)

法務大臣

矯正施設の医療の在り方に関する報告書 ～ 国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して～

基本的な考え方(理念)

- 1 矯正医療崩壊という危機意識の共有
・矯正医官が減少し、直ちに抜本的な対策を講じなければ、矯正医療は崩壊し、国民生活に悪影響
- 2 常勤の国家公務員としての矯正医官の確保の要請
・国が被収容者に対する医療について直接責任を負うため、一定数の矯正医官の確保が不可欠
- 3 矯正医官に対する認知度の高揚(矯正医官へのリスペクト)の形成
・矯正医療・矯正医官についての社会一般の認知度を高め、特殊性・困難性について国民の理解を得る
・円滑かつ効率的に業務を遂行することができるよう環境整備を推進
- 4 地域医療との共生
・医師不足等、共通の問題を抱える地域医療との連携・共生を目指す

具体的な内容

法務省矯正局長 → 厚生労働省医政局長
→ 各都道府県, 医師会など
協力依頼

- 矯正医官・矯正医療に係る広報
- 非常勤医師の派遣
- 病院移送の受け入れ協力



具体的充実強化策

◎ 矯正医療についての国民の理解

- 矯正行政に関する広報の積極化
- 日本医学会等を通じ、矯正医療の存在をアピール
- 医学教育, 法学教育の場で講義を設ける協力依頼
- メディア等に矯正医療に関連した企画を要請

◎ 執務環境の充実

- 一般の医療水準に合わせた執務環境の整備
- 矯正医療センター(仮称)構想の早期実現
- 矯正医官や看護師等医療従事者の充実

◎ 地域医療との共生・連携強化等

- 地域医療機関や医師会との連携強化(地域医療機関への貢献)
- 厚生労働省等との連携強化
- 公的医療機関との相互連携体制の構築
- 医療の外部委託に係る診療の評価方法等への配慮

◎ 矯正医官の待遇改善

- 給与水準の改善
- 勤務時間の見直し
- 医療技術の維持・向上のための研修(研究)の在り方
- 兼業の許可の弾力的運用
- 定年年齢の見直し
- 女性医師の待遇の充実

◎ 医学研究に対する支援の充実

- 医学研究に対する支援
- 研究の分野における連携

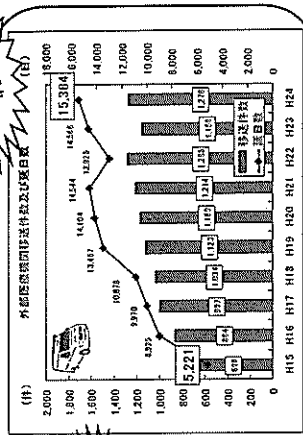
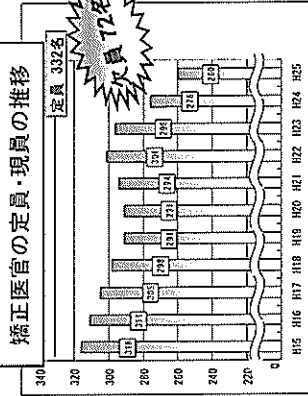
改革へのみちすじ

矯正医官の特殊性・困難性に鑑み、特例法の整備も視野に入れ大胆かつ抜本的な解決策を検討すべき

矯正施設の医療の在り方に関する報告書 ～ 国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して～

基本的な考え方(理念)

- 1 矯正医療崩壊という危機意識の共有
 - ・ 矯正医官が減少し、直ちに抜本的な対策を講じなければ、矯正医療は崩壊
- 2 常勤の国家公務員としての矯正医官の確保の要請
 - ・ 矯正医官に対する認知度の高揚(矯正医官へのリスベクトの形成)
- 3 矯正医官に対する認知度の高揚(矯正医官へのリスベクトの形成)
 - ・ 矯正医療及び矯正医官についての社会一般の認知度を高め、特殊性・困難性について国民の理解
 - ・ 円滑かつ効率的に業務を遂行することができるように環境整備を推進
- 4 地域医療との共生
 - ・ 医師不足等、共通の問題を抱える地域医療との連携・共生を目指すべき



充実強化策

- 1 矯正医療についての国民の理解
 - 矯正行政に関する広報の積極化
 - 矯正医官に対する評価の高揚
 - ・ 日本医学学会等を通じ、関連医学会等で矯正医療の存在をアピール
 - ・ 医学教育、法学教育の場において、矯正医療の講義を設ける協力依頼
 - ・ メディア等に矯正医療に関連した企画を要請

2 矯正医官の待遇改善

- 給与水準の改善
- ・ 俸給月額増額
- ・ 矯正医療手当(仮称)等、新たな手当の創設
- 勤務時間の見直し
- ・ 土日・夜間の宿日直やオンコール・自宅待機を勤務時間に割当
- 医療技術の維持・向上のための研修(研究)の在り方
- ・ 研修先の安定的確保と勤務時間管理を適切に行い過度に抑制的なものとしな
- 兼業の許可の弾力的運用
- ・ 矯正医官の勤務時間内の兼業を柔軟かつ弾力的に運用
- ・ 国家公務員法制における要件の緩和
- 定年年齢の見直し
- ・ 矯正医官の定年年齢(65歳)の引上げ
- 女性医師の待遇の充実
- ・ 家庭と仕事の両立及び女性医師が勤務しやすい勤務環境を整備

医療従事者(一) 平均給与月額(各種手当を含む)

775,210円(平均年齢 50.2歳)

(資料:人事院調査)

民間医療機関 医師 平均給与月額(時間外手当等を含む)

病院医 1,667,214円(平均年齢 60.2歳)

副院長 1,485,083円(平均年齢 56.1歳)

医科長 1,267,277円(平均年齢 49.9歳)

医師 1,006,125円(平均年齢 41.2歳)

(資料:人事院調査)

3 執務環境等の充実

- 一般の医療水準に見合った執務環境の整備
 - 矯正医療センター(仮称)構想の早期実現
 - 矯正医官や看護師等医療従事者の充実
- ## 4 医学研究に対する支援の充実
- 医学研究に対する支援
 - ・ 寄附講座による大学からの派遣制度、研究費の創設の検討
 - 研究の分野における連携
 - ・ 地域の医療機関や大学との共同研究

5 地域医療との共生・連携強化及び矯正医療の外部委託の在り方

- 地域医療機関や医師会との連携強化
- ・ 地域医療機関における兼業を「地域医療機関への貢献」と位置付け
- 厚生労働省等との連携強化
- ・ 地域医療計画に矯正医療を盛り込む
- ・ 公的医療機関との相互連携体制の構築
- 医療の外部委託に係る診療の評価方法等
- ・ 受託医療機関への医療費等の支払いについて、特殊性等に配慮した評価・措置

6 その他

- 矯正医官確保のための方策の充実
- ・ 矯正医官修学資金制度の見直し、広報活動
- 日本弁護士連合会からの要望事項

改革へのみちすじ

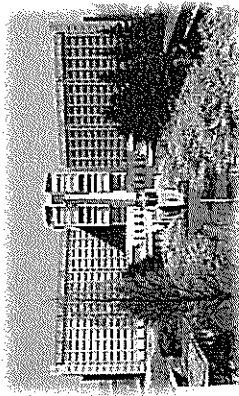
- 矯正医官の特殊性・困難性に鑑み、特例法の整備も視野にいれ大胆かつ抜本的な解決策を検討すべき

全国の刑事施設一覧



(広島矯正管区)

- 53 鳥取刑務所
- 54 松江刑務所
- 55 島根あさひ社会復帰促進センター
- 56 岡山刑務所
- 57 広島刑務所
- 58 山口刑務所
- 59 岩国刑務所
- 60 美祿社会復帰促進センター
- 61 広島拘留所



(高松矯正管区)

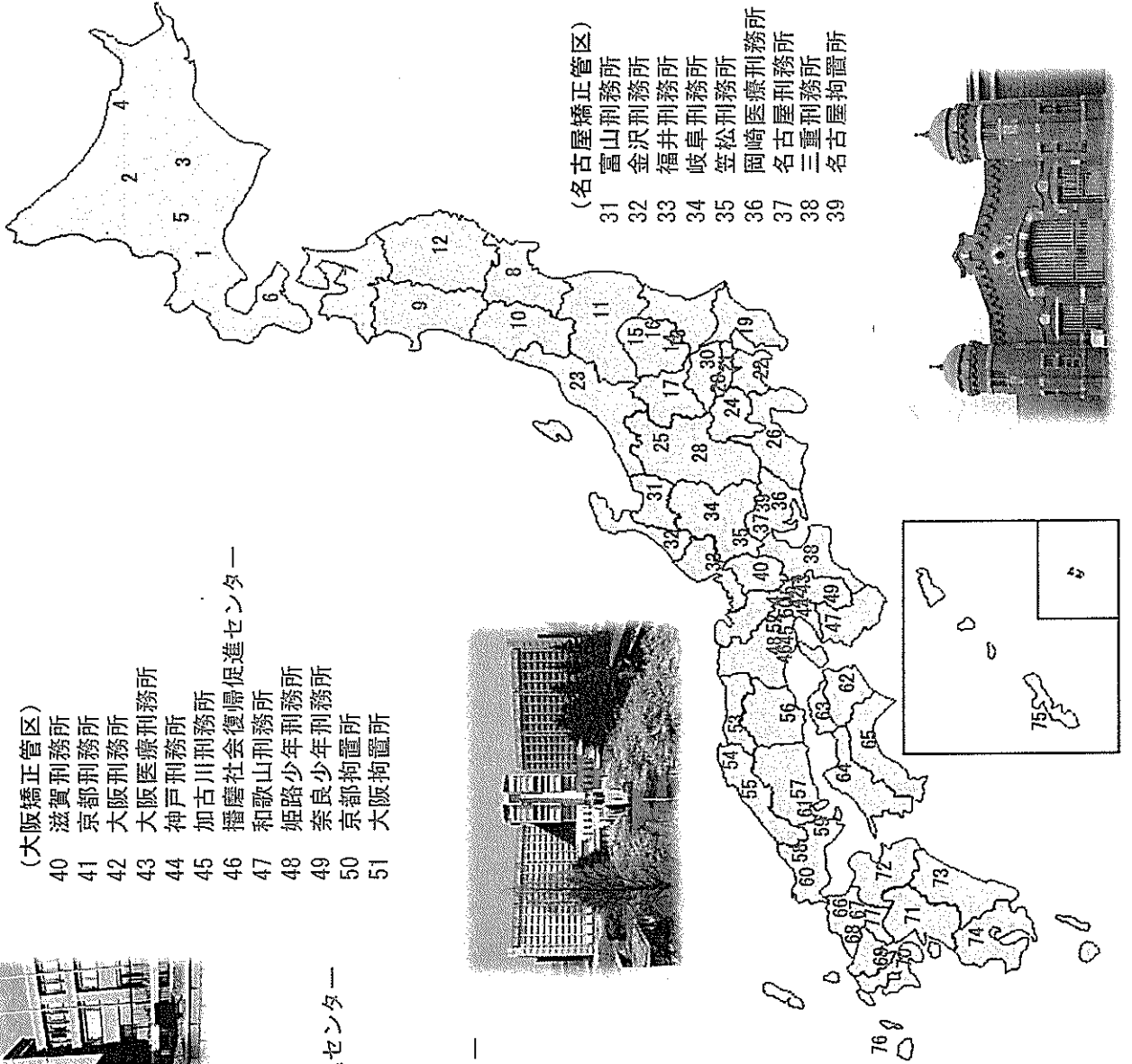
- 62 徳島刑務所
- 63 高松刑務所
- 64 松山刑務所
- 65 高知刑務所

(福岡矯正管区)

- 66 北九州医療刑務所
- 67 福岡刑務所
- 68 龍形刑務所
- 69 佐世保刑務所
- 70 長崎刑務所
- 71 熊本刑務所
- 72 大分刑務所
- 73 宮崎刑務所
- 74 鹿児島刑務所
- 75 沖縄刑務所
- 76 佐賀少年刑務所
- 77 福岡拘留所

(大阪矯正管区)

- 40 滋賀刑務所
- 41 京都刑務所
- 42 大阪刑務所
- 43 大阪医療刑務所
- 44 神戸刑務所
- 45 加古川刑務所
- 46 播磨社会復帰促進センター
- 47 和歌山刑務所
- 48 姫路少年刑務所
- 49 奈良少年刑務所
- 50 京都拘留所
- 51 大阪拘留所



(札幌矯正管区)

- 1 札幌刑務所
- 2 旭川刑務所
- 3 帯広刑務所
- 4 網走刑務所
- 5 月形刑務所
- 6 函館少年刑務所

(仙台矯正管区)

- 7 青森刑務所
- 8 宮城刑務所
- 9 秋田刑務所
- 10 山形刑務所
- 11 福島刑務所
- 12 盛岡少年刑務所

(東京矯正管区)

- 13 水戸刑務所
- 14 栃木刑務所
- 15 黒羽刑務所
- 16 喜連川社会復帰促進センター
- 17 前橋刑務所
- 18 千葉刑務所
- 19 市原刑務所
- 20 八王子医療刑務所
- 21 府中刑務所
- 22 横浜刑務所
- 23 新潟刑務所
- 24 甲府刑務所
- 25 長野刑務所
- 26 静岡刑務所
- 27 川越少年刑務所
- 28 松本少年刑務所
- 29 東京拘留所
- 30 立川拘留所

(名古屋矯正管区)

- 31 富山刑務所
- 32 金沢刑務所
- 33 福井刑務所
- 34 岐阜刑務所
- 35 笠松刑務所
- 36 岡崎医療刑務所
- 37 名古屋刑務所
- 38 三重刑務所
- 39 名古屋拘留所

